

## 藤沢市耐震改修促進計画の改定時期の変更について

### 1 藤沢市耐震改修促進計画について

藤沢市耐震改修促進計画は、耐震改修促進法に基づく法定計画として平成20年10月に策定し、平成28年4月に改定しました。

本計画は、計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間とし、建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月31日までに着工）の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めています。

本計画では、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を、令和2年度に95%と定めています。これは、神奈川県耐震改修促進計画において、令和2年度末までに耐震化率を95%とする目標を設定していることから、本市においても同じ目標としたものです。

### 2 改定時期の変更の背景

現計画が今年度で終了することから、本年6月の補正予算成立を受けて、市内の既存耐震不適格建築物の現況調査等、改定に向けた調査・検討に着手してまいりました。

こうした中で、国が設置した専門家・有識者研究会（住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会）において、これまでの住宅の耐震化目標は達成困難であることを踏まえ、現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定するなど、今後の耐震化目標のあり方が提言されました。

この提言を踏まえ、今後、国の基本方針や、上位計画である神奈川県耐震改修促進計画における耐震化目標の見直しが見込まれます。

### 3 今後の方針とスケジュール

耐震改修促進法の規定では、市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき、都道府県は国の基本方針に基づき、耐震改修促進計画を定めるものとされています。

国の基本方針や、神奈川県耐震改修促進計画の改定動向を注視しつつ、令和2年度までとしている現計画の期間を1年延長した上で、次のとおり、改定時期を来年度に変更するものです。

- 令和2年 6月 藤沢市耐震改修促進計画改定業務委託に係る補正予算成立  
7月 藤沢市耐震改修促進計画改定業務委託開始  
既存耐震不適格建築物の現況調査等、改定に向けた調査・検討  
12月 現計画改定時期の変更について議会報告
- 令和3年 3月 藤沢市耐震改修促進計画改定業務委託終了  
4月 現計画延長  
令和2年度の業務委託成果をもとにした改定作業  
12月 改定計画素案議会報告
- 令和4年 1月 パブリックコメント実施  
2月 改定計画（案）議会報告  
3月 改定計画の決定  
4月 改定計画に基づく施策の推進

以 上

(計画建築部 建築指導課)